
第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 6 年 12 月 25 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 12 月 25 日 午前 10 時開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 2 議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約変更する協議について
- 日程第 5 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町社会体育施設等)
- 日程第 6 議案第 138 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 7 陳情第 10 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について
- 日程第 8 発議案第 5 号 大山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 9 発議案第 6 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について
- 日程第 10 発議案第 7 号 小中学校の大規模改造 (空調 (冷暖房設備) 整備) 事業の促進に関する意見書の提出について
- 日程第 11 決議案第 2 号 大山スキー場の安定経営に関する決議の提出について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 閉会中の継続調査について (総務経済常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 14 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 15 閉会中の継続調査について (広報常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 16 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

2番	西本憲人	3番	豊哲也
4番	島田一恵	6番	池田幸恵
7番	門脇輝明	8番	大原広巳
9番	大杖正彦	10番	大森正治
11番	杉谷洋一	12番	近藤大介
13番	吉原美智恵	14番	岡田聡
15番	野口俊明	16番	米本隆記

欠席議員（なし）

欠員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長	野間光	書記	林原彰吾
----	-----	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	竹口大紀	教育長	鷺見寛幸
副町長	吉尾啓介	教育次長	赤路卓也
総務課長	金田茂之	地方創生監	山根篤大
幼児・学校教育課長	井上龍	総合福祉課長	田中真弓

午前10時開会

開議宣告

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

12月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第115号

○議長（米本 隆記君） 日程第1、議案第115号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 討論がありますけど、まず原案について反対者の発言を許しま

す。反対ですか。

○議員（3 番 豊 哲也君） はい。

○議長（米本 隆記君） 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の設定についてに対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回のこの P F I の町営住宅の件になりますけども、こちらのお話は、ちょうど 3 年前にお話が出てきまして、2021 年の 9 月に出てきました。私はそのときも、こういった懸念があるんじゃないですかということをお話ししていました。当時から 3 L D K 36 戸というようなお話があって、そうした大規模で、またかなり部屋も大きいものをしていくというのは非常にリスクが高いんじゃないかと。特に、市場調査を行ってその価格の設定、家賃の設定というのが非常に難しいんじゃないですかという提案をさせていただきました。

ですが、そのことがこの件、話があるたびに家賃はどうなりますかと、どういう見込みでやっておられますかというのを、私を含め複数の議員から質問があり、非常に大きなですね、ネックになるのではないかとというところでした。

今回、条例案で初めて家賃の具体的な数字 9 万 9,000 円以下ということでお話がありました。この件について、担当課にも質疑をいたしましたが、どういう形でこれを設定してるんですかと。これは私は、前から言っていますが、ちゃんと市場調査をやって、それに基づいて家賃を設定しないと、非常に高ければ、住居率が低くなりますし、計画としては頓挫してしまうと。逆に安過ぎれば、民業圧迫になるということで、非常に難しいですよという話をさせていただきました。ですが、こうして 2 年 3 年たった今でもそれが解消されないまま、進んでいるという形です。

実際、課長の答弁では、建築ベースで家賃を設定していますと。市場調査ではなくて、建築ベースから、建設費から家賃を設定する形になっていますというお話がありました。全く逆であり、私の提言も無駄になってしまっているという形です。

このまま進めても、非常に難しいんじゃないかなと思っております。私はこのタイミングまでしっかりと説明をいただいて、ぜひ私も夢のある町営住宅をやっていただきたいなと思っていましたが、このタイミング、家賃の出たタイミングでしっかりと反対の意を表しないと、町民の方にとっても失礼かなと思い、反対をさせていただいております。

できれば、家賃、しっかり考えて市場調査をやっていって、また、それが見通しが立てば、また進めていただければと思いますが、今の町政、非常にいろいろなことが滞っております。

その一つが、そうした市場調査がうまくいっていない。また町民の方の意見集約がうまくいっていない。そのことのまた一つの例ではないかなと思っております。いろんな議

案に通ずることかなと思いますので、しっかりと反対をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言を許します。ありませんか。

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 116 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 117 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 118 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 119 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設等）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 138 号

○議長（米本 隆記君） 次に、本日、追加議案が 1 件提出がありましたので、提案理由の説明のあと、質疑、討論、採決を行います。

日程第 6、議案第 138 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）について提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

12 月定例議会もいよいよ本日最終日となりました。ここまでの慎重審議、誠にあり

がとうございます。

それでは、令和 6 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、物価高騰の影響により家計に大きな影響が及ぶと考えられる低所得世帯に対し、灯油代を含めた光熱費の助成を行う、灯油代等家計負担激変緩和対策事業や、国の補正予算成立に伴う学校施設環境改善交付金を活用した小中学校の環境整備など、既定の事業内容の変更、または追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 3,880 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 127 億 5,525 万 1,000 円とするものです。以上で説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) これから議案第 138 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(2 番 西本 憲人君) 議長、2 番。

○議長(米本 隆記君) 2 番 西本議員。

○議員(2 番 西本 憲人君) 6 ページ、50 款教育費のところ、工事請負費があります。こちらの件で質疑をさせていただきます。

まず、名和中学校・大山中学校のトイレの改修工事ということで予算計上があるんですけれど、これ中学校のトイレ、名和と大山の中学校のトイレを和式トイレを洋式にするという提案だと思います。

これについて、中学校議会での提案に応える形で今回こういった予算計上になったのかということをお聞きしたいのと、あと名和・大山の中学校から工事をするということですが、ほかの中学校は今後どうなるんでしょう。

あと学校内のトイレは全て洋式になっていくんでしょうか。この 3 点教えてください。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) お答えします。3 点、質問いただきましたが、今後の関係につきましては担当からお答えをさせていただきたいと思いますが、まず最初の中学生議会の提言があったことに関してですけれども、これは中学生議会から提言をもらって、中学校のトイレで洋式のトイレが少ないと。それによって、休憩時間に非常にトイレが渋滞して休憩時間の間に使えないだとか、様々な機能的な支障があるという困り事、御提言を中学生議会で、中学生の皆さんからいただいたことに基づいて、担当課あるいは庁内役場の中でいろいろ議論した結果、こういった形になったということでございます。

そのほかスケジュールに関しては担当からお答えをさせていただきます。

○幼児・学校教育課長(井上 龍君) 議長、幼児・学校教育課長。

○議長(米本 隆記君) 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長(井上 龍君) 失礼します。

まずスケジュールについて、御説明いたします。令和 6 年度、今年度は名和中学校、大山中学校、今提案させていただきました。今後、令和 8 年から令和 10 年にかけて、全ての小中学校のトイレの改修を行っていききたいというふうに考えております。

順番でございますが、校舎のみの洋式化率っていいですか、洋式の率ですね、小学校のほう が 45.4%、中学校が 29.5%で中学校のほう が洋式化率が悪いってことで、中学校から順次進めていききたいというふうに考えております。

また、同じように照明の LED 化工事、こちらのほうも、令和 7 年度から令和 9 年度までかけて順次行っていききたいと考えておりまして、その工事の兼ね合いでなかなか 1 個の学校で二つ工事することが難しいということがありますので、順番は国の学校施設環境改善交付金、こちらの採択の状況等を勘案しながら行っていききたいと思います。

また全てのトイレを洋式化するのかということでしたが、今回中学生 1 年生、2 年生にアンケートをとりましたら、一つは和式を残してほしいという御意見が 22% ございました。そういったこともありまして、ちょっと学校と協議しながら進めていききたいというふうに考えております。できたら、1 か所ぐらい残すのかなあというふうな考えでおります。以上です。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員

○議員（2 番 西本 憲人君） はい、よく分かりました。提案した中学生も、手伝った私たち議会の議員たちも事業化したことに対してすごくいいなというふうに思うと思います。

ちなみに、今、町長からお話がありました特に女子トイレになるんですかね、それが混雑をしていてなかなか使えないということだったんですけど、今回のこの洋式化に合わせて数も増える予定なんでしょうか。その辺も解消されていくめどがあるんでしょうか、教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 数と詳細については担当からお答えをさせていただきますが、先ほどの話で混雑というのは、中学生議会の中で出てきた提案としては和式のトイレを使えない、使いたくないという理由で、洋式のほうに集中をして渋滞をするというような話だったと思いますので、和式を洋式化することということでそういった中学生の声は改善がされるのかなというふうに考えております。数全体については、担当からお答えをさせていただきます。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。数のほうは、現状のままで予定し

ております。

ただ、壁が古くなったりしてますんで、そういった内面といいますか、トイレ全体を改修する工事費は計上しております。今、町長が言われたように、洋式が中学校全体だと校舎だけなんですけど、23 か所、それに対して和式が 55 か所ってということで和式が圧倒的に多いんで、和式使いたくないってことで、混雑するというような状況でございます。

〔「理解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 138 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 陳情第 10 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、陳情第 10 号「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） それでは、審査結果の報告をいたします。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情につきましては、委員会の中の意見として、陳情の趣旨は理解できる、陳情項目も妥当である。

採決の結果、採択 6、不採択 1 で採択すべきものと決しました。以上、報告させていただきます。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 10 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する 委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 10 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 8 発議案第 5 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、発議案第 5 号 大山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 杉谷洋一議員。

○議会運営委員会委員長（杉谷 洋一君） 発議案第 5 号 大山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案理由の御説明をいたします。

本案は、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されることを踏まえ、町に対し請負を要する議員が当該請負の対価として、各会計年度に町から支給支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものであります。

以上で、発議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 5 号 大山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 5 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議案第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、発議案第 6 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 発議案第 6 号 持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について、提案理由の説明を会議規則第 14 条第 3 項の規定により、提出すべきことを説明をいたします。

意見書を朗読させていただきます。

持続可能な学校の実現をめざす意見書、今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。24 年 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針 2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026 年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025 年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。19 年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記。学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

(1) 部活動の地域移行をさらにすすめること。

(2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2. 自治体でのとりくみが確実にすすむよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

3. 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。

4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 25 日、鳥取県大山町議会議長 米本 隆記。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で、提案理由の説明をさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 6 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 6 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 発議案第 7 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、発議案第 7 号 小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 豊哲也議員。

○提出者（3 番 豊 哲也君） 小中学校の大規模改造、空調、冷暖房設備の事業の促進に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提案理由。国におかれまして、生徒児童が健康的に、体育館を利用できる観点と、大規模災害時において、安全安心に利用できる避難所であるため、措置を講じられるよう強く要望する。

小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書。

現在、公立学校施設の普通教室への空調（冷房）設備設置率は全国で 99.1%となっている一方、全国の小中学校既存体育館への空調（冷房）の設置状況は全国平均 18.9%であり、政府目標である令和 17 年度までに 95%という目標とは大きな隔たりがある。

クラブ活動や競技、式典の最中には窓を開けての換気なども限定的となり、そのため、夏場の体育館は熱中症になる危険性が極めて高い。

また災害時に学校の体育館は避難所として使われることが多いが、空調設備のない施設での避難生活は非常に苦痛を伴うものである。

よって、国におかれては、生徒児童が健康的に体育館を利用できる観点と、大規模災害時においては、安全安心に利用できる避難所であるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記。１．学校施設及び指定避難所における空調設備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法を十分に説明すること。

２．自治体の財政力指数に関わらず、現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう財政援助の強化を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するします。

令和 6 年 12 月 25 日、鳥取県大山町議会議長 米本隆記。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、以上です。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 7 号 小中学校の大規模改造、空調、冷暖房設備、整備、事業の促進に関する意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 賛成討論をいたします。

近年の夏場の猛暑は、皆さんよく御承知のように、熱中症が生命の問題になりかねないほど、油断できないものになってきています。小中学校の児童生徒の安全のため、特に夏場に部活動などで体育館を利用する機会の多い中学生のため、学校体育館のエアコン等の空調設備を整備を進めていくことは喫緊の課題だと思います。

本意見書を採択し、国のほうでも、空調設備は進めてきておりますけれども、まだまだ整備率が国の目標を令和 17 年度までの 95%という目標には程遠いような状況ということですので、本意見書を採択し、国に対して、より一層の事業推進を求めていると思います。賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

そのほか、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 7 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 決議案第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、決議案第 2 号 大山スキー場の安定経営に関する決議の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 近藤大介議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） 上程いただきました大山スキー場の安定経営に関する決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

本町の索道事業、中の原スキー場のことですが、中の原スキー場は、昭和 31 年に大山町中の原に、大山で最初のリフトを整備して始まり、その後、約 70 年にわたり、地域経済に多大な成果をもたらしている町民にとっての重要な資産であります。

大山町は、中の原スキー場のみならず、民間の豪円山スキー場、上の原スキー場、大山国際スキー場と連携しながら、観光振興に取り組んできており、平成 22 年度からは、ほかの三つのスキー場を運営する、株式会社だいせんリゾートに、中の原スキー場を指定管理に出す形で、だいせんホワイトリゾートとして一体的な運営を行ってきています。

この中の原スキー場の指定管理について 12 月 11 日の全員協議会において、令和 7 年度以降の指定管理者を、公募によって決定するとの説明がありましたが、大山スキー場は、今後も一体的な管理運営が望まれるところであり、リフトほか、各スキー場の老朽化した施設、設備をどう維持更新していくのか、それらの方針が不明確なまま、公募による選定を行うことは、今後の大山スキー場全体の安定経営の不安要因になるということが心配されます。

中の原スキー場のみならず、大山のスキー場全体の安定した経営のためには、指定管理事業者を公募する前に、町行政、もしくは新たに設立を準備している DMO が主体となって、早急に大山スキー場の在り方、中長期ビジョンについてまとめることが必要であり、また、公正な手続を担保するためには、余裕を持った選定スケジュールが必要です。

大山町の大切な資源であるスキー場を次の世代のために、しっかり守っていくために、次のような決議を提案します。

決議文を朗読させていただきます。

大山スキー場の安定経営に関する決議。大山町内のスキー場、中の原、豪円山、上の原、大山国際の各スキー場のこと（以下大山スキー場という）は、本町のみならず、鳥取

県西部の重要な観光資源である。また、町民が老若男女問わず、スノースポーツを楽しみ、健康増進を図ることができる重要な拠点でもある。

この大山スキー場は、本町が中の原スキー場を他の三つのスキー場を経営する株式会社だいせんリゾートに指定管理に出す形で、だいせんホワイトリゾートとして一体的な経営を行ってきた。中の原スキー場は、従前は本町が直営していたが、大山スキー場全体の効率的な管理運営のため、平成 22 年度から同社に指定管理に出すようになったものであり、5 年間の指定管理期間を 2 回更新してきている。

この中の原スキー場の指定管理について、12 月 11 日の全員協議会において、令和 7 年度以降の指定管理者を公募によって決定するとの説明があった。このことは、地元自治会、旅館組合ほか、関係者への説明も十分にされておらず、募集期間も実質 2 か月に満たない、全く余裕のない選定スケジュールであることから、優良な事業者が公募に参加しない可能性も憂慮されるものである。

過去の経緯を考えれば、大山スキー場は今後も一体的な管理運営が望まれるところであるが、リフトほか、各スキー場の老朽化した施設設備をどう維持更新していくか、それらの方針が不明確なまま、公募による選定を行うことは、今後の大山スキー場全体の安定経営の不安要因になるものである。

中の原スキー場のみならず、大山スキー場全体の安定経営が今後も図られるため、本議会は次のとおり、町長に求める。

記。1、大山スキー場の在り方中長期ビジョンについて。関係者の意向を十分に踏まえ、町行政もしくは新たに設立される DMO が主体となり、早急にまとめること。

2、中の原スキー場の指定管理事業者を公募する場合は、大山スキー場の中長期ビジョンに沿って行うこと。

また、優良な事業者を選定するための公正な手続を担保するため、遅くとも指定管理開始の 6 か月前に公募を開始すること。以上決議する。

令和 6 年 12 月 25 日大山町議会。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから決議案第 2 号大山スキー場の安定経営に関する決議の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 大山のスキー場は、もちろん安定経営されたほうがいいというふうに私は思っている中で、今、近藤議員から説明あったように 12 月 11 日の全協で説明されたということなんで、割と最近説明された件です。

近藤議員にちょっと一応確認のため聞きますけど、例えば、町としては来年から 3 年間の指定管理を募集するという事なんですけど、これをもう少し、6 か月前ぐらいに募集を本来かけておくはずだった、かけておくほうがよかったんじゃないかということ

で、そのとおりだなというふうに思いますけれど、今回のこの出された意図というのは、余りにも急ぎ足での募集だったというのが一つと、事前説明がされてないっていうこの2点であってましたでしょうか。確認させてください。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。その2点も重要なポイントであるのは間違いありませんが、もう1点、やはり中の原単体で考えるのではなくって、大山のスキー場先ほども申しあげました豪円山、大山国際、上の原、それらも総合的にですね、提案理由の中でも申しあげましたが、各施設ともリフト等を老朽化してきております。それを今後どのように更新していくのか、そのようなビジョンを持ちながら、次の指定管理者を選定していく必要があると思つての提案でございます。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 追加でですね、中の原単体ではなくてスキー場全体として、大山町の大事なスキー場資産をビジョン、中長期的なビジョンが必要だ、まさに本当にそのとおりだなというふうに感じました。

じゃあ、現在は今そのようなビジョンに基づかずに募集がかけられているというような解釈で間違いないでしょうか。

あと現在も、管理運営されてる業者さんがおられると思うんですけど、そこの方たちっていうのはこの今回のこれに関してどの程度把握しているか認識があれば教えてください。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。大山のスキー場、これからどうしていかうかという中長期ビジョンは、少なくとも議会に対しては示されていないと理解しております。

それから、現在のホワイトリゾートが、だいせんリゾートさんのほうが、これについてということの、これは、何を指してのこれなんだろうかね。中長期ビジョンなり、それから、指定管理の公募についてということなのであれば、そこまでのことは私は承知はしてないところです。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長、13 番。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） はい。今の決議の内容ですけれども、今の中長期ビジョンというのは本当になかなかこの今混迷を深める大山スキー場でここまでなかなか

大変ということは、ビジョンが描けないから大変なのではないかとも思ったりもいたしますが、ここにありますように中長期ビジョンが描けて、ありますように、それが描いたら指定管理開始が6か月前に公募をして、選定事業者が決まれば、スキー場全体の安定経営が図れるというふうに考えるんですか。はい。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） おっしゃるように本当に今雪が安定的に降らないと、降らない年のほうがどうかすると多かったです。それから、スキー場運営のためのスタッフも、なかなか人手不足で集まらない状況があるという中で、中長期的な経営ビジョンが、そんな簡単に描けるようなものでもない。そして、ビジョンをつくったからといって、経営がうまくいくというものでもないとは思いますが、しかし、やはり将来のことを考えるときに、やはりある程度のビジョンを持って、まず向かうことが必要不可欠なことだと思っています。

そのビジョンに従ってやっていく、うまくいかないことがあったら、その都度修正をする、まずはそのためのビジョンが必要だと思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） はい、私たち委員会で聞きましたけれどもいろいろと大変なことがいっぱいありまして言えないこともいっぱいあるような気がいたします。その中で、結局、今行政としては、指定管理事業の公募を12月23日にする予定というふうに委員会で聞きました。

この時点で私たちはこの決議をするその責務といいますか、その辺が私にはちょっと分からないのですけれども、いよいよ混迷を深めるのではないかとも思ったりもいたします。解決策があれば、私もいいことだと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） 12 月議会が始まって2日目だったですかね、公募の案が議会に対して、正式にはそのとき初めて、議会に対して示されました。で、そのときに、吉原議員が言われるように、12月23日から公募を開始するといった案も示されていたところですが、町のホームページを今日の定例会の開始前に確認しましたところ、少なくともホームページには、公募開始のニュースが載っておりませんので、まだ、公募は開始されてないと私は認識しておりますが、いずれにしてもですね、現代の民主主義で大切なこととして、情報公開、それから説明責任、そして、合意形成をして

いくための丁寧なプロセス、この三つのことは特に重要なポイントだと思っております。

大山の中の原スキー場、これからどうしていくかという非常に大事な問題に関して、情報公開ということも、説明責任ということも、丁寧なプロセスということも、尽くしてないと私は思っております。

密室のような場で、そういった大事なことが決められていくということは、民主主義にとっては決してよろしくないと思いますので、このような提案を議会として、していくべきだと思っております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 1 点目に、大山スキー場の在り方、中長期ビジョンを立てると。その際、町行政、あるいは新たに設立されるDMO、これが主体となって早急にまとめることとありますけども、DMOに依存するところが多いのかなと思いますが、現段階でのDMOの状況というのは準備室段階なんですけども、そういう段階において大きなこういう中長期ビジョンをまとめることができるのかどうなのか、不安を抱えますけども、その点はいかがでしょうか。

○提出者（12 番 近藤 大介君） はい。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○提出者（12 番 近藤 大介君） あくまでもその中長期ビジョンを作成する主体として、町行政、もしくはDMOというふうに言っておりますので、どちらでも私はいいと思っていますし、現在のマンパワーでどこまで十分なビジョンが描けるのか、心配な点があるのは、大森議員が言われるように私も同じですけども、先ほども吉原議員の御質問にお答えをしましたが、だからと言ってビジョンはなくてもいいということにはならないと思います。

今回の、中の原スキー場を今後どうしていくかというのは、急ぐ問題であり、時間的な余裕もそうそうあるわけではありませんけども、その中でも、やはり最大限、労力をかけ知恵を絞ってビジョンを描いていく努力は必要ですし、しなければならないことだと私は思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員・・・すみません、反対者の発言ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君）　じゃあ、どうぞ。

○議員（9 番 大杖 正彦君）　私は、この決議に反対の立場で討論いたします。

まずですね、この件について、9 月の定例会から執行部のほうから議会のほうに説明もあり、今質疑の中にもありましたように、町長のほうからは、公募による新しい管理運営事業者、公募するという話もありました。

そのときはまだ時期は明確にはおっしゃっていませんでしたが、後のことで、スケジュールを確認しておきますと、まず今シーズン、今もう既に始まって、今年は雪に恵まれ、順調にスキー、スノーボードが滑走可能な状態である。今 12 月 21 日でしたか、スキー場開きから、来年、令和 7 年 3 月、まあ何日になるか分かりませんが、雪がなくなり、リフト営業がなくなるまでの 1 シーズン、そして、これで今の指定管理の期間が、5 年間の期間が終了します。その後、次の 1 年は、現在の指定管理者が運営を続けるということ聞いております。

これは行政からの、首を振っておられますけども、いいですか、これを受けて聞いた話を渡してるわけですから、首を振られても事実が変わりません。

そして今回の公募のスケジュールです。今月中に公募を開始するということです。それから 1 月中に質問とか公募に対する質問を受け、2 月に審査をして決定する。そして 2 月中に受け付けをして、3 月に審査、そして希望者があればその際の審査をして決定をするというスケジュールを聞いております。

実際に、決定したとしてですよ。事業の、リフト事業の運営開始は、令和 8 年 12 月 1 日かどうか、12 月のスキー場開きから、もちろんその前にいろいろな準備は必要な期間があります。そのシーズンからになるというスケジュールを皆さん理解していただいた上に、これから反対の趣旨に入ります。

先ほど申しましたように、今回の件については、9 月定例会中から様々な報告なり、こういう流れが議会のほうに説明があり、その都度、議員のほうからも質疑がされております。この決議の内容にありますね、今後も一体的な管理運営が望まれる、これは当然です。新しい事業者が決まれば、現運営されている企業も、決まれば全面的に協力はするというふうに説明を聞いております。これは私が直接聞いたでなくて、執行部からの報告です。

そういった前提で、この記で 1 の中に、中期ビジョン、先ほど出ましたが、関係者の意向を十分に踏まえ、町行政もしくは新たに設立される DMO が主体となり、早急にまとめることと望まれてますけども、これは手挙げがない場合のことを想定するとしてるんですか。どうなるか、これで質問の決議の意味がよく分かりませんが、手挙げがない場合は、町が主体となるか別として、責任を持ってスキー場は運営すると。これは町長も議会で明言してましたし、新聞の記事にもなっております。コメントにもしております。こういったことが一つ。

それから2番目の指定管理開始の6か月前に公募すること、6か月前ということは、令和8年12月1日から6か月前です。こんな期間で新しい手を挙げた業者が、準備できません。無理です。少なくとも最低1年は必要です。ということは今回、今の時期に公募を開始しないと間に合わないということを反対の理由として申し上げます。

皆さん御理解をよろしくお願いします。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論中は休憩取れません。すいません。討論の最中ですから、

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 休憩はとれません。

〔 「ちょっとだけ聞かせてください」と発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） それもできません。

〔 「できないんですね、はい」と発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） はい、賛成者の発言ありますか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番、豊哲也です。賛成の立場で討論させていただきます。

私ですね、今4年目になります。議員やらせていただいて4年目になりますが、いろんな議案がありました。

特にノースフェイスであるとか、あと海の拠点ということで、否の割れた議案もありましたが、今回の件が、私の4年間の少ない議員生活であるかもしれないですけども、1番最大の危機であると思っております。

その理由をちょっと述べたいと思うんですけども、今回、スキー場の運営、今既存の事業者さんがやっていっておられます。また非常に心配しておられて、大山スキー場、かなり特殊なスキー場だと認識されておられますし、あとスキー場関係者の方、日本全国の方も、大山のスキー場がなくなると、非常にまず大山自体が、大山町の経済が潤わなくなる、危機的な状況にあるということと、西日本のスキー場のそうした、消費者の方がかなり減ってしまうということで、様々スキー場関係者の方が危惧されておられます。

で、今回、指定管理の件で引継ぎの件をかなり考慮して、引継ぎを十分とれるようにということで、下話でその間はしっかりと運営していただけるというようなお話を伺っております。

そのあと、スキー場全体を見越した計画を立てていって、それでまたほかのまた新しい方ということを、今の事業者さんに、委員会でヒアリングをしました。実際に今ヒ

アリングしまして、そうした中長期の計画が立てられているとは全く思えません。またですね、引継ぎ、そうしたことが、そうした計画がしっかりと立てられているとは言えない状況です。

先ほど、大杖議員も言われておりましたが、もちろんですね、そうした手挙げというのは二、三か月では決められません。半年ぐらいでは決められない状況です。何か勘違いされているようなんですけども、この決議案は、二、三か月はできないので、半年以上持ちましょうということで、もちろん、これを通さなければというか、このまま進んでいって公募するということは、二、三か月以内に新しい業者を決めるということなので、何か勘違いされているのかなと思います。

そうした中で、私はしっかりとした中長期計画、実際に、本来であれば、行政に任せて、しっかりと運営していただきたいなと思ってるんですけども、あまりにも心配なので、西日本、スキー場何個も運営されているところにお聞きしました。それですねこうした形で手上げができるのか、公募ができるのかってお聞きしましたが、この状態では、一部の中のスキー場だけの公募を限定的に、まず最初に受けるっていう形は難しいですと言われました。

大山スキー場というのは非常に大規模でありますので、簡単に公募ができるような事業者が現れるようなそうした事業ではないと思っています。今の事業者さんにもお聞きしてますが、億単位で1億円ぐらいですね、はじめ用意しておいて、2.5億円ぐらいの売上げがないと採算が合わない。暖冬があれば、それでかなり赤字になってしまう。そうしたリスクのとれる事業者さんというのは、日本の中でも数少ないです。その数少ない事業者さんの一つに私はヒアリングしていると思いますが、その状況では、公募に手挙げが難しいです。そうした中で、今は公募を募ろうとしている。私は、全く意味が分かりません。非常に危機感を感じています。

また、そのことについて、なぜなんですかと行政にお聞きしましたが、しっかりとした答弁はいただけませんでした。

以上をもってですね、反対したいと思います。（発言する者あり）ごめんなさい、賛成したいと思います。ありがとうございます、言葉尻とられて喜ばれるのもいいんですけども、はい、賛成したいと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 私は反対の立場で、討論をさせていただきたいと思います。

提案された趣旨、内容については、本当に理解をしてそうだなと思う部分がたくさんあります。そして、行政側のほうの手续や準備、説明不足であったという点も、これは

あるというのは事実だと思っております。

ただ、この今回の決議による執行部への要望項目、一つは、大山スキー場の在り方中長期ビジョンについて、関係者の意向を十分に踏まえ町行政もしくは新たに設立されるDMOが主体となりつつ、早急にまとめること。

そして2番目として、中の原スキー場の指定管理事業者を公募する場合は、大山スキー場の中長期ビジョンに沿って行うこと。また、優良な事業者を選定するための公正な手続を担保するため、遅くとも指定管理開始の6か月前から公募を開始することというこの二つの要望項目についてですね、今、指定管理を行っている業者との契約期間は、あと3か月でございます。3月末には切れます。そしてこの9月定例会以降、説明で、指定管理の手続は進めさせていただきますという説明を執行部のほうから聞いております。実際に時間的に、3月末までにこの要求項目二つ、実現可能ならばこれは私賛成させていただきますけども、実現可能性のない要望をこのまま認めるというのはちょっと無理があると思いますので、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言はありますか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、2番 西本憲人です。

ちょっと途中で皆さんの討論を聞いていて確認したいところがあったんですけど、ちょっと途中で確認は駄目ということで、討論という立場でもう一度整理も兼ねて討論をさせていただきます。

今現在、大山のスキー場管理をされている業者さんがいます。この業者さんとの契約が、一応、5年契約かな、多分そうだったと思いますが、令和2年の4月から令和7年の3月31日、ちょうど来年度の3月31日で切れますという、（発言する者あり）今年度か、そうですね、今年度の3月31日で切れるということですよ。令和7年なんで、令和6年度ですよ。年度で言えば。だから、あってますよね、今年度ですよ。令和6年度の3月31日で切れる。年で言うと令和7年なりますけど。だから残すところあと3か月かな、今12月なんで1、2、3か月ということで9月の定例会に執行部から説明文書をいただいています。

先ほど、大杖議員が説明されたんですけど、あともう1年あるよと。なので令和8年のスキー場開きからの運営の公募を募集してますよという説明があったんですけど、これはそういう説明があったんですけど、これは間違ってると思います。認識がね、ちょっと違うかなというふうに思いました。

はい、それとここはまず違いますということで今の手元に、一応執行部からいただいたそのまの文言を読みますけど、中の原スキー場指定管理者について、現在の指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日、今後、令和7年4月からの指定管

理の選定準備を進める、というふうに書いてあります。ここには、公募による選定準備は特に書いてなくてですね、今までずっと、一つの業者さんがやってたんで、当然そこに行くでしょう。ただその、今までやられていた業者さんが、あと1年だったらいけますけど今までみたいな5年の契約とかは無理ですよって言ったことがきっかけで、こういう話になってます。

なので次、1年はやってくれるかもしれないんですけど、この1年をやってもらっていうことをせずに、3年の公募をかけるっていうことについて、おかしいんじゃないのと。せめてこの1年やってもらってから、このやってもらう期間に今後の計画を立てたらいんじゃないのっていうのが、今回のちょっと長くなりましたけど、この決議文、決議案の内容なんで、それはそうだよねというふうに思います、そのとおりだなというふうに思います。

先ほど近藤議員が言われたように、民主主義の根幹である情報公開や説明責任ですね、合意形成のプロセスっていうのが、今回すごく足りてないのかなというふうに思います。いろんな議員が討論される中でも、まだそのちょっと認識を我々議会として固めるところまでもまだなっていないような状況です。その中で、急遽、方向転換をするっていうのはやはり時期早々なのかなというふうに思います。

先ほど門脇議員がありました、あと3か月でこれができればということなんですけど、3か月で中長期的なビジョンができるとは私は到底思えないので、今やってる業者さんに1年はやってやるよというふうに言うてくださってるんで、その間に中長期的なビジョンをつくるというような方向性で進んでいったほうが、スキー場の安定運営につながるのかなというふうに思っています。

目的は、中長期的なビジョンができて、スキー場が安定に運営できるということはこの議会にいる皆さん全く一緒だと思いますので、この決議文は至極真っ当な内容だと思います。

なので私は決議文に賛成いたします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言をします。ありませんか。

そのほか、討論ありますか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 西本議員さんがすごく丁寧に説明してくださったので、皆さんすごく聞いている方もよく分かったと思われます。その上で、私も中の原のほうで、20代から30代になるまで働いておりました。そこでやっぱり感じたことも踏まえて少しお話しできればなと思います。

中の原の周り、中の原スキー場といいましても、周りに宿泊施設もあれば、飲食店をされてる方もいらっしゃいます。ましてや雪が解けると、登山道、大山に登るための道

もスキー場を通して入っていくようになっていきます。

やはりスキー場だけ、スキー場の運営だけで考えるではなくて、やはりそういうふうな関係者がやっぱり一堂に介して会して、同じ机上で顔を合わせて、話すタイミングも今回あったような報告は受けておりません。やはりスキー場を運営していくということはその他の環境もやっぱりついてきます。そこを踏まえて話合いがやっぱり今回は聞けてませんので、そういうところも不足かなと感じております。

全国的に見ましても、スキー場、今年は他県のほうで東北のほうでも2か所閉鎖っていう話がニュースで上がってきております。スキー場人口も減ってきております。分母が減ってる中での運営ってすごく大変になっていくのかなと感じています。

その中で、たった2、3か月で業者を求めるということは非常にリスクは高いと感じております。だからこそ、先ほど6か月のことに皆さんこだわってましたけども、遅くともってとかありましたので、早ければ早いほどいいと思われまます。

やっぱり期間が短いよりも長いほうがいい業者に出会える、自分たちの大山町の意向を踏まえてくださる業者が、たくさん手挙げがある可能性が増えるわけなんです。それをわざわざ議会のほうから間口を狭めるというのは非常に危険な感じがします。

今は国内の業者だけならいいんですけれども、海外の業者から手挙げる可能性もあります。やはり国立公園大山の中にあるスキー場、やっぱり大山思う気持ちがあるのであれば、ここはしっかり時間を確保する、そしてやっぱり、スキー場思う気持ちを皆さんが共有して、前に進んでいくということが必要じゃないかなと私は感じております。

以上をもって賛成、そのためにはやはり期間は必要、この決議文にある内容が、その大山を、スキー場を守っていくことにつながっていると私は感じておりますので、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

賛成者の発言を許します。ありませんか。そのほか、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、決議案第2号は否決されました。

日程第12 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第12、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣する

ことにしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 13 ～ 日程第 16 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 16、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。令和 6 年第 9 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。
一同礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 18 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

副 議 長 豊 哲也

署名議員 島田 一恵